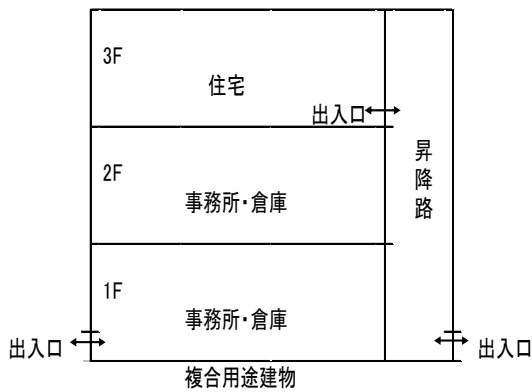


複合用途の建築物に設置されたエレベーターをホームエレベーターとして扱い、定期報告を免除する取り扱いについて

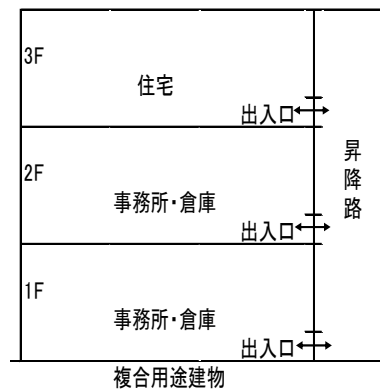
平成 27 年秋期部会

住宅用途以外の部分の昇降路の出入口を壁等で物理的に閉鎖する場合はホームエレベーターとして扱い、定期報告を免除できる。鍵による常時閉鎖など容易に現状復旧が可能な場合には定期報告の免除はできないものとする。

〈参考〉 ホームエレベーターに係る定期報告の取扱い



定期報告を免除できる
(ホームエレベーター)



定期報告が必要
(ホームエレベーターでない)